

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、下記事項を実現されるよう強く要望するものである。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調達機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (4) 国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成 2 5 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「 5 : 5 」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図るこ

と。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

3 その他

東日本大震災で被災した自治体の人材確保対策や職員派遣を行う自治体に対する財政支援の強化をすること。

また、地域の防災や経済活性化のための事業に対し、地方財政に十分な配慮をすること。併せて、経済活性化のための事業費は、これまでの地方の行政改革努力を反映させて配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成25年9月30日提出

提出者 相模原市議会議員 沼 倉 孝 太
提出者 相模原市議会議員 栄 裕 明
提出者 相模原市議会議員 大 槻 研
提出者 相模原市議会議員 大 田 浩
提出者 相模原市議会議員 大 崎 秀 治

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 寺田弘子 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 中村知成 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 阿部善博 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 小池義和 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 小林正明 |

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、平成23年度で約88万件と、依然として高い水準が続いている。

一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用及び労力を要することから、事業者に比べ情報力や交渉力で劣位にある消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難である。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案が、本年4月に第183回国会に上程され、現在、継続審議となっている。

この法案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定している。また、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、この法案は、被害者である消費者にとっては、事業者の法的責任が確定した段階で、特定適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって費用の面でも労力の面でも現行制度より負担が低減される画期的な制度である。また、手続追行主体を特定適格消費者団体に限定しつつ、制度の対象事案も事業者が紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定するなど、事業者にも配慮のあるものとなっている。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、消費者庁及び消費者委員会設置法附則6項の趣旨にのっとり、今秋開催される臨時国会において、本法案についての審議が速やかに再開され、早期にその成立を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会 あ て
内 閣

平成 2 5 年 9 月 3 0 日提出

| | | | |
|-----|----------|-----|-----|
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 古 内 | 明 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 小 田 | 貴 久 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 五十嵐 | 千 代 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 栄 | 裕 明 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 藤 井 | 克 彦 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 須 田 | 毅 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 岸 浪 | 孝 志 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 関 山 | 由紀江 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 佐 藤 | 賢 司 |
| 提出者 | 相模原市議会議員 | 金 子 | 豊貴男 |